

福島県環境保全型農業直接支払交付金実施要領

福島県農林水産部長

第1 目的

環境保全型農業直接支払交付金の実施は、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下、「国交付等要綱」という。）、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。）及び福島県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け23農支第604号福島県農林水産部長通知。以下、「県交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるものによることとする。

第2 対象活動

国交付等要綱別紙第1の4に規定する農業生産に由来する環境への負荷の低減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等に資する取組及び要件は、以下のとおりとする。

1 全国共通取組

- (1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組

国実施要領第4の1の(1)のアからエの要件をすべて満たすものとし、イの要件については、以下のとおりとする。

堆肥施用後に栽培する作物が水稻の場合は、10アール当たり概ね0.5トン以上、水稻以外の場合は10アール当たり概ね1.0トン以上の堆肥を施用すること。

- (2) 5割低減の取組と緑肥の施用を組み合わせた取組

国実施要領第4の1の(2)のアからウの要件をすべて満たすものとする。

- (3) 5割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組

国実施要領第4の1の(3)のアからウの要件をすべて満たすものとする。

- (4) 5割低減の取組と総合防除（有害動物又は有害植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものをいう。以下同じ。）を組み合わせた取組

国実施要領第4の1の(4)のアからウの要件をすべて満たすものとする。

- (5) 有機農業の取組

国実施要領第4の1の(5)の要件をすべて満たすものとする。

2 取組拡大加算

有機農業の取り組みの拡大に向けた活動（取組拡大加算）の取組は、国実施要領第4の1の(7)のア及びイの要件をすべて満たすものとする。

3 化学肥料及び化学合成農薬の5割低減の取組に係る低減割合の特例の設定
国実施要領別表3のとおり、以下の品目の特例を設定する。

(1) りんご（露地栽培に限る）

化学合成農薬の低減割合は3割とする。

(2) もも（露地栽培に限る）

化学合成農薬の低減割合は3割とする。

(3) なし（露地栽培に限る）

化学合成農薬の低減割合は3割とする。

(4) 西洋なし（露地栽培に限る）

化学合成農薬の低減割合は3割とする。

第3 交付単価

第2の対象活動に係る国からの交付金に県および市町村が交付する交付金を加えた10アール当たりの交付単価は、別記1のとおりとする。

第4 交付額

(1) 県の交付金の交付に関する基本的考え方

県は、市町村が県の交付する交付金（国が交付する交付金を除く）と同額の支援を行う対象活動に対して交付するものとする。

(2) 県の交付金の交付額の算定

ア 交付金の交付を受けようとする者（以下「農業者団体等」という。）の交付申請額の県の総額が交付金の県の予算額（以下「県の交付上限額」という。）を下回る場合、県の交付額は、別記1の単価に4分の1を乗じた額に対象活動が実際に履行された面積を乗じて得た額とする。ただし、市町村の交付額が、これを下回る場合、市町村が交付する交付金の交付額と同額を交付するものとする。

イ 農業者団体等の交付申請額の県の総額が県の交付上限額を上回る場合、国実施要領別記4に定めるところに準じ、農業者団体等への県の交付金の交付額の調整を行うものとする。

ウ 国実施要領別記4による国の交付金の交付額の調整が行われた場合、国の交付額の2分の1の額を上限とし、県の交付額の調整を行うものとする。

第5 保管書類

農業者団体等は、国実施要領第9に基づき証拠書類を保管することとする。

第6 第三者機関

国交付等要綱第6の2及び国実施要領第15に基づく第三者機関の業務は、福島県日本型直接支払交付金第三者委員会をもって執り行う。

附 則

この要領は平成28年4月28日から施行する。

附 則

この要領は平成29年5月22日から施行する。

附 則

この要領は平成29年7月7日から施行する。

附 則

この要領は平成30年5月2日から施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年4月15日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月20日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年4月3日から施行する。

附 則

- 1 この要領は令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

(別記1)

交付単価

1 交付単価（国、県、市町村の交付金の合計額）

	対象取組	交付単価 (10 アールあたり)
全国共通取組	堆肥の施用	3,600 円
	緑肥の施用	5,000 円
	炭の投入	5,000 円
	総合防除 そば等雑穀・飼料作物以外	4,000 円
	そば等雑穀・飼料作物	2,000 円
有機農業	そば等雑穀・飼料作物以外	14,000 円
	(このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を 実施する場合(注))	(加算 2,000 円)
	そば等雑穀・飼料作物	3,000 円
取組拡大加算		4,000 円

(注) 土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれか1つ以上を実施する場合